

みどりのたより

健康保険組合

- ・インフルエンザの予防接種の補助 …… P2
- ・常備薬斡旋のお知らせ …… P2
- ・本人ドック等受診状況 …… P2
- ・主婦ドック等申込状況 …… P3
- ・子宮がん・乳がん検診の受診状況 …… P3
- ・有馬みどり荘からのお知らせ …… P4

厚生年金基金

- ・平成25年度 収支決算報告等 …… P5～P7
- ・代行返上計画の実施状況について …… P8
- ・基金規約の一部変更について …… P9
- ・設立事業所の減少について …… P9
- ・代行返上のスケジュールを6ヵ月短縮しました… P10

2014
AUTUMN



インフルエンザ予防接種の補助を実施します

今年度も予防接種を受けられた被保険者及び被扶養者に補助金を支給いたします。

補助金額はお一人1,000円が上限です。実施期間・申請方法等詳細は健康保険組合ホームページに掲載している実施要領ご覧ください。

[検索](#)

補助金請求には領収書(原本)が必要となりますので、予防接種を受けられた方は、必ず領収書を受け取っておいていただくようお願いいたします。

ここ数年大規模な流行は発生していませんが、油断をしないようできるだけたくさんの方にご利用いただきますようお願いいたします。(ワクチンの効果が期待できるのは、接種した2週間後から5か月程度ですので、12月中旬までに接種を終えることが望ましいといわれています。)

家庭用常備薬購入斡旋のお知らせ

本年度も、120品目余の中から必要なものを必要なだけ、できるだけ安くご購入いただける『常備薬の斡旋事業』を実施いたします。今年度はお申込みに際して健康保険組合からの補助はありませんので、ご購入額が皆さまの自己負担分となります。品目によっては非常にお安くなっているものもあります。年に1度の機会ですのでよく吟味してお求めいただき、健康管理や病気の予防、初期対応等にお役立てください。

お届けは11月下旬から12月上旬の予定です。なお、実施要領等ご案内は健康保険組合のホームページに掲載しています。

●申込の流れ



平成26年度 本人ドック等受診状況

35歳以上の方を対象に4~6月にかけて実施しました。受診率はここ数年低下気味となっており、2年続けて受診された方は全体の約4.4%で、約3分の1の方が2年もしくはそれ以上連続して受診されていません。

ドックの大きな目的は「がん」の早期発見ですが、早期がんの段階で見つけるには少なくとも2年に一度の受診が必要ですので、連続して受診されていない方や今年度受診されなかった方は、来年度には必ず受診してくださるようお願いします。

大腸がん・子宮がんの郵送検診の受診者は21人と半減していますが、何らかの事情でドックを受診できない方は、ぜひ積極的にご利用ください。

対象者数	受 診 者 数			受診率(※)	前年差	郵送検診受診者数	連続2年以上未受診者数
	半日	日帰・2日	事業所計				
2,687	213	1,180	1,393	51.8%	▲ 4.4%	21	849

※前年差は前年度最終受診実績との比較。

①

職場やご家庭で何かお悩みではありませんか?
そんな方は……



平成26年度 主婦ドック等申込状況

平成26年度主婦ドックは、35歳以上の方を対象に5月から来年2月を受診期間として実施していますが、受診率が大幅に落ち込んだ昨年に比べて申込者数・申込率とも増加はしたものの、被保険者ドックと比べると大幅に低い状況です。

健康保険組合では、今後もより多くの方がご利用くださることを願い、受診率50%を目指して引き続き利用促進を図ってまいります。郵送検診の申込者は32人とほぼ前年並みとなっています。(本年度の申込は終了しています。)

対象者数	申込数			申込率	申込率前年差	郵送検診申込者
	主婦ドック	巡回健診	合計			
1,481	390	80	470	31.7%	+5.4%	32

※申込率前年差は、前年度最終受診実績との比較

平成26年度 子宮がん・乳がん検診の受診状況

■ 子宮がん

近年増加傾向にある子宮がんの対策として、郵送による検診を採用して3年目となりました。当健康保険組合の受診状況ですが、欧米に比べて大幅に低い全国平均の受診率(平成25年度32.7%)に対しても、ドック等を含めても及んでおらず、連続2年以上受診されていない方も多い状況です。治癒率の高い早期がんのうちに発見するには、少なくとも2年に1度は検診を受ける必要がありますので、昨年も今年も受けていない人は来年度は必ず受診してください。

全年齢	子宮がん検診		
	対象者数	受診者数	受診率
被保険者	589	188	31.9%
家族	1,933	541	28.0%
合計	2,522	729	28.9%

※子宮がん検診の受診者数・受診率は見込値で確定数値ではありません。



■ 子宮がん 年齢別受診状況

	35歳未満			35歳以上		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
被保険者	394	100	25.4%	195	88	45.1%
家族	419	83	19.8%	1,514	458	30.3%
合計	813	183	22.5%	1,709	546	31.9%

35歳を基準に比較しますと、若年層の受診率が著しく低くなっていますが、発症の若年化が指摘されていますので、若い方も積極的に受診してください。

■ 乳がん(35歳以上のみ)

子宮がん検診と同様に、全国平均(平成25年度34.2%)を下回っている乳がん検診受診率ですが、子宮がん検診と同様に少なくとも2年に一度は受診してください。

35歳以上	乳がん検診		
	対象者数	受診者数	受診率
被保険者	195	71	36.4%
家族	1,483	431	29.1%
合計	1,678	502	29.9%

※乳がん検診の受診者数・受診率は見込値で確定数値ではありません。

□子宮がん・乳がんともに被保険者本人に比べて家族の方の受診率が低くなっています。

来年度は被保険者の方から奥様に、ぜひ受診されるよう声をかけてください。

②

心の相談室「ハートフレンド」へご相談してみてはいかがですか?

解決できるチャンスかも……

有馬みどり荘からふたつのお知らせ

12月と年末年始のご利用予約について

下記の期間のご利用につきましては、下記の方法によりご利用日・部屋割等を決めさせていただきます。

特別ご利用期間 平成26年12月1日(月)～平成27年1月3日(土)

- ①抽選をします／期間中の月曜日と火曜日及び12/31～1/3間のご利用。
- ②通常どおりの予約方法／木、金、土、日の各曜日のご利用。
- ③1/1～1/3のご利用は、お正月特別料金として通常料金に1,500円加算させていただきます。

抽選の募集期間 10月1日(水)～10月30日(木)

特別ご利用期間①のご利用を希望される方は、下記の方法で申込を行ってください。

抽選の応募方法 「有馬みどり荘利用申込書」に必要事項をご記入の上、健康保険組合宛にFAXをしてください。健康保険組合のFAX番号は、**078-272-2146**です。(予約番号は不要です)

抽 選 日 10月31日(金)

申込受付期間中にお申込いただきましたご利用申込者を対象に、
利用日・部屋割等の抽選を行います。
当選・落選に関わらず、お申込みいただきました全ての方に
抽選結果をお知らせいたします。

有馬みどり荘厳選「冬のお・も・て・な・し」 12月より冬季限定料理「ぼたん鍋」登場!!

有馬みどり荘自慢の「冬の味覚」をみなさまにお届けいたします。

ぼたん鍋を
お出しする
期 間

12月1日から翌年3月31日

ご注文は2人前以上から承ります。
その際、ぼたん鍋追加料金:2,000円／1人前となります。
また、ぼたん肉の追加料金:3,000円／1人前です。
(利用日当日にお肉の追加はできません。)



〈写真はイメージです〉

「ぼたん鍋」・「特別利用期間」についての お問い合わせは、

078-252-2806 兵庫トヨタ自動車健康保険組合
有馬みどり荘ご利用予約受付係 関根までお願いします。
また、健康保険組合HPでも詳しい情報をご覧いただけます。
HPアドレスは、

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

検索



まもなく有馬に
紅葉の季節が
やってきます。

(瑞宝寺公園にて、2012.11.10撮影)

③ 電話でのご相談は **0120-150-251** (9:00～22:00年中無休) 兵庫トヨタ自動車健康保険組合専用電話「ハートフレンド」専用番号です

Webでのご相談は <https://t-pec.jp/websoudan/> (24時間・年中無休)
ユーザー名: hyogotoyota パスワード: 150251



兵庫トヨタ自動車厚生年金基金

平成25年度 基金決算のお知らせ

去る9月11日に開催された兵庫トヨタ自動車厚生年金基金の第122回代議員会におきまして、提出された全議案について、いずれも異議なく原案どおり可決・承認されましたので概要をお知らせします。

当基金の平成25年度の状況ですが、事業所数は14と前年度と変更ありません。年間の「平均加入員数」は3人増の4,174人となり、5年ぶりの増加となりました。「年金掛金」は平成25年度から特別掛金率を1000分の10から1000分の14へ引上げさせて頂きました影響により、対前年6,800万円増の11億7,000万円となりました。

一方「年間年金給付費」は昨年4月より受給開始年齢の繰り下げが始まった関係で、新規で受給権を得る方が少なかつたことにより対前年3,200万円増の11億4,200万円となりました。

平成25年度年金資産運用につきましては、「安倍政権によるアベノミクス」「日銀の異次元金融緩和」「アメリカ経済指標の上昇」等により12月までは上昇、年明け以降はその過熱感又、新興国に対する懸念の高まり等調整局面となりました。

日経平均株価は、平成25年5月、当時のFRB議長バーナンキ氏の「金融緩和を縮小する」と言う発言又、年明け以降のアメリカ力量的緩和縮小を受けた新興国通貨の急落、ウクライナ情勢の緊迫化や中国景気の減速懸念等を背景にした調整局面を除きほぼ上昇基調となつた1年であったと思います。特に、12月30日終値としては16,291円31銭と

提出された議案

- 第1号議案…平成25年度業務報告
- 第2号議案… 同 収入支出決算
- 第3号議案…代行返上計画の実施状況について
- 第4号議案…基金規約の一部変更について
- 第5号議案…設立事業所の減少について

平成25年の最高値を更新し、年間の上昇率は56.7%となり41年ぶりの大きな伸び率になりました。しかし、年明け以降は調整局面に入り、3月末終値は14,827円83銭となりましたが、1年間で19.6%上昇しました。

「米国NYダウ」は、年間を通してほぼ上昇基調となりました。アメリカ経済が底堅く推移したことにより、5月末終値では15,000ドル台を更新、11月末終値でも16,000ドル台更新と、1年間で約1,900ドル上昇し16,457ドル66セントで終りました。

為替相場については、安倍政権の積極的な財政金融政策とアメリカの景気回復を背景に円売り、ドル買いが先行しました。12月には一時105円台と大きく円安となる局面もありましたが、最終102円99銭、円／ユーロは141円94銭となりました。

信託資産については3月中旬に三菱UFJ信託とみずほ信託の資産全額と、三井住友信託の一部資産40億円の合計140億円をキャッシュ化しました。

当基金の平成25年度修正総合利回りは4資産全てがプラスとなり信託計ではプラス12.61%、「信託資産」(時価)は209億1,366万3千円となり「当年度剩余金」は7億3,150万1千円となりました。

平成25年度末信託資産

209億1千4百万円(時価)

年金経理 年金の給付や掛金の徴収、年金資産の運用損益などを処理する会計

貸借対照表 平成26年3月31日現在 (単位:千円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	179,690	流動負債	45,393
預貯金	79,853	未払運用報酬等	38,579
未収掛金	89,893	未払業務委託費	6,499
未収受換金	0	未払指定年金数理人費	315
未収政府負担金	9,944	支払備金	212,859
固定資産	20,913,663	未払給付費	205,872
信託資産	20,913,663	未払移換金	6,987
基本金	0	責任準備金	19,188,201
繰越不足金	0	責任準備金(アラフ部分)	3,407,303
当年度不足金	0	最低責任準備金	14,600,635
		最低責任準備金(アラフ部分)	1,180,263
		基本金	1,646,900
		別途積立金	915,399
		当年度剩余金	731,501
計	21,093,353	計	21,093,353

損益計算書 平成25年4月1日～平成26年3月31日 (単位:千円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
年金給付費	1,142,399	掛金等収入	1,170,415
移換金	53,339	受換金	4,146
離婚分割移換金	645	政府負担金	60,390
拠出金	0	当期運用収益	2,335,406
固有の信託報酬	74,892	責任準備金(アラフ部分)減少額	0
業務委託費	12,998	最低責任準備金額	0
指定年金数理人費	630	調整責任準備金額	0
責任準備金(アラフ部分)増加額	371,129	当年度不足金	0
最低責任準備金額	542,502		
最低責任準備金額増加額	640,322		
当年度剩余金	731,501		
計	3,570,358	計	3,570,358

年金経理

1) 年度別運用利回りおよび運用収益

修正総合利回り (%)		運用収益 (千円)
平成21年度	19.55	2,608,895
平成22年度	△1.16	△186,207
平成23年度	2.02	319,417
平成24年度	16.03	2,549,143
平成25年度	12.61	2,335,406

2) 年度末信託資産(時価) (単位:千円)

平成21年度	16,047,572
平成22年度	15,880,754
平成23年度	16,173,743
平成24年度	18,646,979
平成25年度	20,913,663

3) 年間掛金収入額と年金給付費

(単位:千円)

	年間掛金収入額	年間年金給付費	金額ベース成熟度 (%)
平成21年度	1,067,701	898,440	84.1
平成22年度	1,065,779	970,900	91.1
平成23年度	1,069,742	1,038,627	97.1
平成24年度	1,102,246	1,110,104	100.7
平成25年度	1,170,415	1,142,399	97.6

注)「年間掛金収入額」について

●掛金には、以下の特別掛金が含まれています。
(単位:千円)

平成21年度	169,483
平成22年度	168,130
平成23年度	168,613
平成24年度	176,587
平成25年度	240,568

金額ベース成熟度 = 年間年金給付費 ÷ 年間掛金収入額

4) 年度末加入員数および年金受給者数 (人)

	年度末加入員数	年度末年金受給者数	人数ベース成熟度 (%)
平成21年度	4,203	1,059	25.2
平成22年度	4,181	1,141	27.3
平成23年度	4,123	1,228	29.8
平成24年度	4,108	1,285	31.3
平成25年度	4,121	1,284	31.2

人数ベース成熟度 = 年度末年金受給者数 ÷ 年度末加入員数

5) 加入員の平均年齢 (歳)

	男	女
平成21年度	38.4	30.4
平成22年度	38.8	30.9
平成23年度	39.4	31.4
平成24年度	39.8	31.9
平成25年度	40.2	32.1

●責任準備金明細

(単位:千円)

責任準備金 (プラスアルファ部分) (②-③)	①	3,407,303
数 理 債 務	②	6,172,539
未償却過去勤務債務残高	③	2,765,236
最 低 責 任 準 備 金	④	14,600,635
最 低 責 任 準 備 金 調 整 額	⑤	1,180,263
責任準備金 (①+④+⑤)	⑥	19,188,201

●最低積立基準額明細

(単位:千円)

最低責任準備金	①	14,600,635
ブ ラ ス 部 分 ア ル フ ア	合 計 (③ + ④ + ⑤)	② 11,216,627
現 在 加 入 員	③	6,955,637
年 金 受 給 者	④	2,827,010
受 給 待 期 脱 退 者	⑤	1,433,980
最低積立基準額 (①+②)	⑥	25,817,262

最低積立基準額の算定に用いた予定利率: 2.556%

● 責任準備金および最低積立基準額の明細書附属書 ●

1) 加入員

		当年度決算時	前年度決算時
男子	加入員数(人)	3,568	3,566
	平均年齢(歳)	40.2	39.8
	平均給与の額(円)	471,235	470,199
	平均加入年数(年)	17.9	17.5
女子	加入員数(人)	553	542
	平均年齢(歳)	32.1	31.9
	平均給与の額(円)	277,644	277,605
	平均加入年数(年)	7.9	7.6
合計	加入員数(人)	4,121	4,108
	平均年齢(歳)	39.1	38.8
	平均給与の額(円)	445,257	444,789
	平均加入年数(年)	16.6	16.2

注) 平均給与の額には年間賞与支給総額の12分の1が含まれています。

2) 新規加入者

		当年度中	前年度中
男子	新規加入者(実績)	加入員数(人)	152
		平均年齢(歳)	27.2
		平均給与の額(円)	212,542
		加入員数(人)	98
女子	将来加入員(計算上)	平均年齢(歳)	23.0
		加入時の給与の額(円)	218,522
		平均加入年数(年)	21.88
		加入員数(人)	85
女子	新規加入者(実績)	平均年齢(歳)	25.3
		平均給与の額(円)	195,703
		加入員数(人)	71
		平均年齢(歳)	26.0
合計	将来加入員(計算上)	加入時の給与の額(円)	230,609
		平均加入年数(年)	6.09

注) 平均給与の額および加入時の給与の額には年間賞与支給総額の12分の1が含まれています。

3) 脱退率

		基本部分	
		男子	女子
当年度中の実績脱退率		4.3% (3.9%)	13.1% (13.2%)
直近の財政計算の 予定脱退率		4.2% (4.1%)	15.5% (15.4%)

注) () 内は、定年年齢もしくは最終年齢以上の脱退者を除いたもの。

4) 年金受給者等

		当年度決算時	前年度決算時
基本部分	年金受給者	人數(人)	1,245
	男子	平均年金額(円)	937,260
	女子	人數(人)	39
		平均年金額(円)	218,295
受給者期脱退者	男子	人數(人)	796
	女子	平均年金額(円)	505,682
	男子	人數(人)	113
	女子	平均年金額(円)	281,932

業務経理業務会計

基金の業務運営に必要な経費を処理する会計

損益計算書 平成25年4月1日～平成26年3月31日(単位：千円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
事務費	19,557	事務費掛金収入	17,160
代議員会費	54	雑収入	8
業務委託費	123	当年度不足金	5,343
福祉施設会計へ繰入	2,209		
雜支出	569		
当年度剩余金	0		
計	22,512	計	22,512

業務経理福祉施設会計

基金の加入者・受給者に対する福祉に必要な経費を処理する会計

損益計算書 平成25年4月1日～平成26年3月31日(単位：千円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
事務費	962	業務会計から受入金	2,209
福祉施設費	1,237		
雜支出	10		
計	2,209	計	2,209

第3号議案 代行返上計画の実施状況について

基金では毎年度の財政検証において「継続基準」や「非継続基準」に対する積立水準の確認を行い、万一定められた水準に達せず基準に抵触した場合は、掛金の再算定等を実施することが義務付けられています。

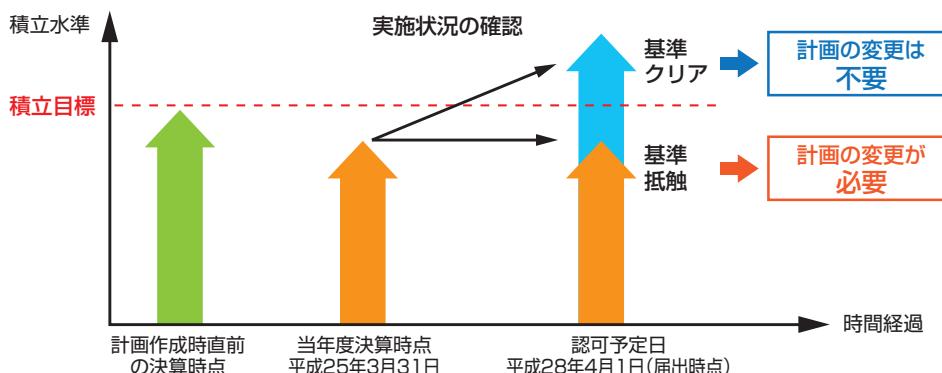
平成25年度の法改正後は解散・代行返上の計画を提出した基金については、従来の財政検証に代えて解散・代行返上の計画に基づいた財政検証を行うことになりました。

当基金は本年4月24日付で「代行返上計画」を厚生労働省宛に提出しましたので、平成25年度の財政検証は新たに「代行返上計画」に基づくものとなり、財政運営も当計画を満たすよう、実施する必要があります。

(1) 解散・代行返上計画の実施状況

解散・代行返上計画作成時（以下、「計画作成時」）において設定した積立目標に対して、毎事業年度末において解散・代行返上認可予定日時点（以下、「認可予定日」）の積立目標が達成可能であるかの検証を行う必要があります。

●毎年の財政検証で計画の実施状況を確認



〈解散・代行返上計画の実施状況〉

(金額単位：百万円)

認可予定日	平成28年4月1日	実施状況結果		計画作成時直前の決算時点
		認可予定日	当年度決算時点	
積立目標	最低責任準備金に対して 1.26倍	純資産額 ①	22,051	20,835
		最低責任準備金 ②	15,514	14,669
		積立水準(①/②) ③	1.42	1.31
		差額(①-②) ④	6,537	4,973

(※1) 最低責任準備金は計画作成時と同一の基準により算定しているため、「計画作成時直前の決算時点」、「当年度決算時点」の最低責任準備金につきましては、財政決算報告書における貸借対照表上の金額と相違することがあります。

(※2) 平成26年8月1日付将来期間分の代行支給義務の停止を織り込んでおります。

〈検証結果〉

認可予定日における最低責任準備金に対する積立水準が、積立目標以上であるため、
計画の変更の必要はありません。

●純資産額

流動資産^① + 信託資産 - 流動負債^② - 支払備金^③

* ①：預貯金、未収掛金、未収受換金、未収政府負担金の合計

* ②：未払運用報酬、未払業務委託費、未指定年金数理人費の合計

* ③：未払給付費、未払移換金の合計

●最低責任準備金

代行部分の給付債務のことで、代行返上または解散した場合、代行部分の給付に関する原資として国または、企業年金連合会へ納付する責任準備金相当額。

第4号議案 基金規約の一部変更について

(1)「業務の委託」に関する変更

平成25年6月26日公布の「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)」の施行に伴い、総幹事受託機関への委託業務から「企業年金連合会移受換対象者抽出補助」を除外するものです。

なお、当規約変更は近畿厚生局長宛の届出となり、「この規約は、届出の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。」こととなります。

(2)「残余財産の分配」に関する変更

平成25年6月26日公布の「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)」の施行に伴い、当基金も規約変更を実施し認可申請中ですが、この度、厚生労働省より追加の規約変更が必要な旨、連絡を受けましたので当規約について変更するものです。

内容は、「基金が解散した場合において受給権者等から申し出があった場合は、その受給権者等に分配すべき残余財産の全部または一部を企業年金連合会に移換する」というものです。

当規約変更は厚生労働大臣宛の認可申請となります。また「この規約は、認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。」となります。

第5号議案 設立事業所の減少について

当厚生年金基金の設立事業所である「兵庫トヨタマリン株式会社」の加入員がゼロとなる全喪事業所(「全喪年月日」は平成26年4月1日)となりました。同社は事業を清算させることになり、今後新たな加入員を見込めなくなったため、当厚生年金基金の設立事業所から削除するものです。

これに伴い、当基金規約の「別表第1」および「別表第2」について、「兵庫トヨタマリン株式会社」を削除します。なお、当基金規約変更の適用日は平成26年3月31日となります。また、適用事業所全喪届の「全喪の原因」が解散となっていますので、当基金規約の変更は近畿厚生局長宛の届出となります。

当議案「設立事業所の減少について」は、平成26年9月11日開催の第122回代議員会において議決されましたので、翌日付で「脱退時特別掛金」を清算会社に請求させていただき、当基金宛への入金を確認しています。

報告事項(主な項目)

1. 将来返上の認可及び責任準備金相当額の前納について

平成26年6月12日に開催の第121回代議員会において議決しました「代行返上(将来返上)について」および「責任準備金相当額の前納について」は、国の認可および納付手続きが完了しましたので、ご報告いたします。

① 将来返上の認可

平成26年8月1日付で厚生労働大臣より「将来期間の代行部分に係る支給義務停止」の認可を受けました。

② 責任準備金相当額の前納

①の将来返上の認可を受け、平成26年8月26日に当基金の代行返上時における債務の見込額146億2,600万円のうち、140億円を国に納付しました。

2. 資産運用委員会の議事について

第12回 平成26年6月12日開催

・確定給付企業年金制度の給付設計案

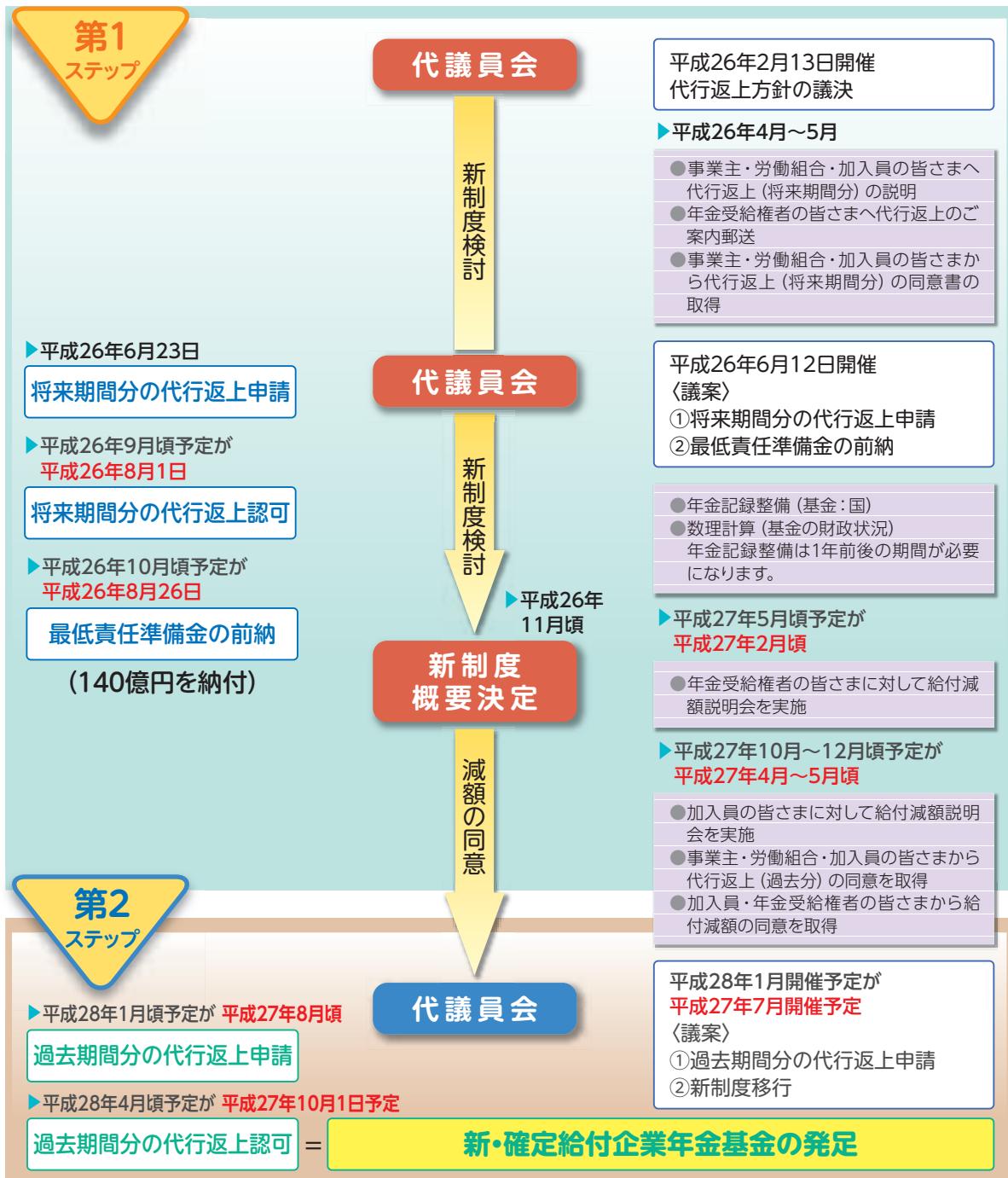
第13回 平成26年7月17日開催

・確定給付企業年金制度の給付設計案

代行返上のスケジュールを6ヵ月短縮しました

平成26年9月11日現在

代行返上は代行部分の将来期間分と過去期間分を2段階に分けて行ないます。



・将来期間分の代行返上とは

基金の加入員は、「将来期間分の代行返上」の認可を8月1日に受け、それ以降は基金に納めていた保険料を国に納めることになり、認可日以降の将来期間の代行給付義務が免除され、国に移転されます。

・最低責任準備金の前納とは

最低責任準備金とは、基金が国の厚生年金を代行しているという考え方から国の代行部分の資産のことをいいます。前納とは、この資産を将来期間分の代行返上認可後に基金の判断で国へ納付することができる仕組みをいいます。前納することにより、前納額分だけ国との運用リスクの回避につながります。8月26日に140億円を国へ納付しました。

注)上記スケジュールは今後発出される政省令等により変動することがあります。



皆さんの写真を 「みどりのたより」に掲載しませんか

現在、健康保険組合と厚生年金基金からのお知らせとして、年間4回皆様のお手元にお届けしています。

今後、この冊子の表紙を飾る写真を皆様から募集させて頂き、優秀作品を使用させて頂きます。

皆様がお持ちの「春・夏・秋・冬」各号にふさわしい写真のご提供をお願いします。

今回募集しますのは、**「冬号」**(1月5日発行予定) の写真です。【**冬号応募締切日：11月29日(土)必着**】

応募規定

- ①ご応募点数は各回ごとに、お1人一点です。(2L判サイズ)
- ②被保険者、被扶養者が撮影された写真。
(デジタルデータは、掲載が決まった時点での提出をお願いします。)
- ③未発表作品（他の写真展等で入選していない作品）に限ります。
- ④被写体に人物等が入っている場合、応募に関しては必ずご本人（被写体）の承諾を得てください。
又、被写体が未成年者の場合は、親権者承諾が必要です。
- ⑤以下の情報について作品の裏面にご記入ください。
(撮影者名・年齢・事業所名・所属・連絡先・撮影日・撮影場所)
- ⑥応募時に記載された個人情報は、作品に関する掲載の目的以外には使用しません。
- ⑦採用された方のお名前掲載については、任意とさせて頂きます。作品採用時に相談させて頂きます。
- ⑧写真は、「兵庫トヨタ自動車健康保険組合 写真募集係」へ送付ください。

応募が多数の場合は、組合で選考させて頂きます。

写真を使用させて頂きました方には、謝礼として記念品をお渡しします。

応募頂きました写真・データにつきましては、返却させて頂きます。



撮影者	松岡 基様
事業所	ネットトヨタゾナ神戸株式会社
撮影場所	京都 永観堂庭園

みどりのたより

No.195

平成26年10月15日発行

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

兵庫トヨタ自動車厚生年金基金

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号 ☎ 神戸078(252)2806 発行人/大西 敏郎